

## 契 約 書 (案)

1 業 務 名 称	大阪府立大学羽曳野キャンパスの学舎総合管理業務委託契約											
2 履 行 場 所	羽曳野市はびきの3丁目7番30号 公立大学法人大阪府立大学羽曳野キャンパス											
3 履 行 期 間	平成30年11月1日から平成33年11月1日まで											
4 契 約 金 額				十 億			百 万			千		円
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。											
5 契 約 保 証 金	納付 (又は免除)											
6 適 用 除 外 条 項	なし											

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者

堺市中区学園町1番1号  
公立大学法人大阪府立大学  
理 事 長 辻 洋

受 注 者

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書、仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務(以下「業務」という。)を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、大阪府に設置されている裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 受注者は、この契約を履行するに当たり、出向社員又は派遣社員を受け入れて業務を行うときは、別記「委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約金額の内訳等)

- 第2条 頭書記載の契約金額の内訳は、次のとおりとする。  
ただし、平成33年11月1日分は平成33年10月分に含まれるものとする。

月額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

(年度別内訳)

平成30年度(平成30年11月1日から平成31年3月31日まで)  
年度額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

平成31年度(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)  
年度額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

平成32年度(平成32年4月1日から平成33年3月31日まで)  
年度額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

平成33年度(平成33年4月1日から平成33年11月1日まで)  
年度額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

- 2 月額の契約金額(以下「契約代金」という。)は、前項に定める月額の金額

とする。ただし、履行期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の契約代金は、日割計算によって算定するものとする（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）。

- 3 契約保証金（次条）、遅滞料（第26条）及び違約金（第29条及び第31条）を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金 円とする。
- 4 受注者は、この契約締結時に、契約代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

#### （契約の保証）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、委託金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
  - (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - (3) 銀行又は発注者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
  - (4) 銀行又は発注者が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
  - (5) 銀行又は発注者が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - (6) 銀行又は発注者が确实と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
    - (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
    - (2) 受注者が、過去2年の間に発注者、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められる場合における受注者からの契約保証金免除申請
  - 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - 4 契約金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の年額相当額の100分の5に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求するこ

とができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

2 受注者が前項ただし書きの規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く）若しくは入札参加除外の措置を受けている者又は第31条第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他当該第三者が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、当該第三者のすべての者に提出させなければならない。

(3) 受注者は、当該第三者の行為すべてについて責任を負うものとする。

3 受注者は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、受注者が入札参加除外措置を受けた者又は第31条第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(法令上の責任等)

第6条 受注者は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

(個人情報保護)

第7条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号)その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(人権啓発研修)

第8条 受注者は、業務責任者等及び作業員(以下「従事者」という。)が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第9条 受注者は、本業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、従事者にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等をこの業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(業務実施計画書の提出)

第10条 受注者は、業務仕様書に基づき、この契約締結時に業務実施計画書を作成し発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。

(従事者の指揮監督等)

第12条 受注者は、自己の責任において従事者を指揮監督し、従事者による業務上の行為について、一切の責任を負わなければならない。

(作業員の届出等)

第13条 受注者は、各業務の作業員の氏名、住所その他必要な事項を書面により、

この契約締結時に発注者に届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。

- 2 受注者は、自己に代わって業務仕様書に基づく作業（以下「作業」という。）の指揮監督をするため、業務毎に主任者を選定し、発注者に通知するものとする。当該主任者を変更したときも同様とする。

（施設管理責任者）

第14条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「施設管理責任者」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。当該施設管理責任者を変更した場合も、同様とする。

- 2 施設管理責任者は、この契約の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を行うものとする。
  - (1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 契約書の内容に関する受注者の質問に対する回答
  - (3) 業務の処理状況の確認及び履行の確認

（受注者の施設内への立入）

第15条 受注者及び受注者の関係者は、発注者の承認を得た上で、業務の実施のため、発注者の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。このときにおいて、受注者及び受注者の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

（控室等）

第16条 発注者は、業務の実施につき必要があると認めるときは、受注者に対して控室及び資機材置場等（以下「控室等」という。）を用意するものとし、その場所は発注者が別に指定する。

- 2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けたときは、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還するときは、これらを原状に回復しなければならない。

（従事者に関する措置請求）

第17条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の従事者が業務の履行について著しく不相当と認められる場合は、その理由を示し、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（事故発生時の報告）

第18条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

（業務報告等）

第19条 受注者は、業務仕様書に基づき、発注者に対して業務報告書（以下「報告書」という。）を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、受注者に対して業務の処理状況及びその結果について調査し、または報告を求めることができる。

(検査)

- 第20条 発注者は、前条第1項に規定する報告書を受領したときは、業務仕様書に基づき、検査を行うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による検査の結果、業務処理の全部又は一部が業務仕様書に適合しないと認められたときは、当該業務について、受注者に対し直ちに完全な履行を命ずるものとする。
  - 3 受注者は、前項により履行を命ぜられたときは、発注者の指示に基づき速やかに業務を遂行し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(経費の負担)

- 第21条 業務の履行場所において、受注者が業務を遂行するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを発注者が負担する。受注者は、業務を遂行するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。
- 2 受注者が業務を遂行するに当たって使用する資機材、衛生消耗品及び作業員の制服等は、業務仕様書に特別の定めがない限り、受注者が負担するものとする。

(関連作業を行う場合の措置)

- 第22条 発注者は、受注者の業務の履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者受注者協力して建築物の保全に当たるものとする。

(臨機の措置)

- 第23条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者受注者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
  - 3 発注者又は施設管理者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でない認められる部分の経費については、発注者がこれを負担するものとする。

(契約代金の支払)

- 第24条 受注者は、第19条に規定する発注者の検査に合格し業務を完了したときは、書面をもって発注者に契約代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、受注者からの適法な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに契約代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(損害賠償)

- 第25条 受注者は、業務の処理に当たり、この契約及びこの契約に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者受注者共同してその損害を賠償するものとする。

(履行遅滞)

- 第26条 受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰すべき事由により、遅滞したときは、業務に係る契約金額の年額相当額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。

(不履行の場合の措置)

- 第27条 受注者は、業務の全部又は一部が不履行となる事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに発注者に連絡するとともに適切な措置を講じなければならない。

(不履行の場合の違約金)

- 第28条 業務の全部又は一部が不履行に終わったときは、契約金額から当該不履行となった業務に係る契約金額相当額を除外するものとする。
- 2 発注者は、前項の不履行となった理由が受注者の責めに帰するときは、不履行となった業務に係る契約金額相当額の100分の5に相当する額を違約金として受注者に請求することができるものとする。

(発注者の解除権)

- 第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に本業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
  - (4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
  - (5) 故意又は過失により、発注者に重大な損害を与えたとき。

- (6) 受注者から、この契約の解除の申し入れがあったとき。
- (7) 第5条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者は、第3条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しない場合は、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。
- 6 発注者は、第1項各号に掲げる場合のほか、翌年度以降の発注者の歳出予算において、受注者に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。
- 7 発注者は、第1項及び前項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第30条 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 第5条の規定に違反したとき。

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第1項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として委託金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、発注者は、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者に未払となっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金及びこれに係る年5パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

(契約内容の変更等)

第33条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、契約金額又は業務仕様(以下「契約金額等」という。)は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額等を変更しないことが著しく不相当であると認められる場合に限り、発注者受注者協議の上、契約金額等を変更することができるものとする。

2 発注者は、履行場所の増改築、改修その他の工事を実施する場合等、自己が必要と認めるときは、受注者に書面で通知することにより、業務仕様の内容の一部を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合に

において、契約金額等を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、これを変更することができるものとする。

(賠償額の予定等)

第34条 受注者は、この契約に関し、第1号から第6号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の20に相当する額を、第7号に該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、独占禁止法第49条第7項の規定により確定（同法第52条第5項の規定により確定したときを含む。）したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が、独占禁止法第50条第5項の規定により確定（同法第52条第5項の規定により確定したときを含む。）したとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 独占禁止法第65条から第67条の規定による審決（同法第66条第3項の規定により原処分を全部取消す審決又は第67条第2項の規定により該当する事実がなかったと認める審決を除く。）に対して受注者が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 第31条第4号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 第31条第5号に該当したとき。
- (7) 第31条第6号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺)

第35条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約終了に伴う措置)

第36条 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの支給材料があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、

若しくはき損したとき、又は第20条の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、受注者は、物件等を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって物件等を処分し、又は控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

（紛争の処理）

第37条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の負担においてその一切の処理をするものとする。

（疑義等の決定）

第38条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

（使用車両）

第39条 受注者は、発注者の委託を受けて大阪府生活環境の保全に関する条例（以下、「条例」という。）で定める対策地域を発着地とする貨物・廃棄物・購入等による物品等を収集・運搬する場合に、対象自動車を使用するときは、車種規制適合車または経過措置対象車（以下「適合車」という。）を使用しなければならない。

- 2 受注者は、対象地域を発着地として運行する適合車等には、大阪府が交付するステッカーの表示（貼付）を行わなければならない。
- 3 受注者は、甲が条例に基づき行う適合車等の使用確認及び結果の記録に際して、甲の指示にしたがって協力しなければならない。

(別 記)

## 特記仕様書

### I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

### II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したものの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事

務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

#### (第6(2)関係) 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

### (第8(1)関係) 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
発注者担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、FD○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除をお願いします。

## Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により発注者が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

### (取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員(業務責任者等)への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、発注者に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。  
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元(派遣元)企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元(派遣元)企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。  
ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者  
又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者  
イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。  
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「**子会社**」とは会社法(平成17年法律第86号)(以下「法」という。)第2条第3号に定めるものをいう。また、「**親会社**」とは法第2条第4号に定めるものをいう。